

台風災害「復旧」と「予防」を

支障木の伐採・河川の土砂撤去等を実施

台風23号の襲来により、養父市は最近に例のない大被害を被りました。特に、倒木による住宅への直接的被害のほか道路や電気、通信等のライフラインの遮断により通行不能や停電といった被害が続出し、住民生活の基盤が大きな被害を受けました。

今後これらの被害を防ぐため、原因となる道路・伝送路周辺の支障木の伐採を進めるとともに、同台風で被害を受けた観光施設の復旧や河川・水路等の土砂撤去等を、兵庫県が事業費全額を補助する「緊急雇用創出事業」を利用して実施します。

被災地環境整備事業(支障木伐採)

台風23号により、民家や道路等への倒木が相次いで発生し、住宅やライフラインに甚大な被害が発生しました。

今後、このような被害を防ぐために、支障木の伐採を行い良好な生活環境の維持を図ります。



台風による激しい風雨で市内各地で木が倒れ、建物被害や通行止め、ライフラインなどが大きな被害を受けた(大屋町和田)

◎実施箇所と事業費(単位:千円)

- ①八鹿地域 / 2,100
- ②養父地域 / 3,000
- ③大屋地域 / 8,900
- ④関宮地域 / 500

※作業は、養父市森林組合に委託して実施

台風災害義援金 第2次配分の結果

「第2回養父市台風災害義援金配分委員会」が2月24日開催され、台風災害義援金の第2次配分最終が決まりました。義援金は、すでに第1次配分として845万円が昨年12月に被災者見舞金として配布されており、今回第2次分として839万4千円が配分されることになりました。

第2次配分の主な内容は、被災者見舞金として439万4千円を配布するほか、市内でも浸水被害が深刻だった宿南地区において、公民館に被害を受けた4区に被害程度に応じて見舞金を配布(町30

台風災害義援金 配分表

募集受付総額(2月28日現在)		16,860,727円		
第1次配分	使 途	被災者見舞金		
		住家被害区分	配分基準額(1世帯当たり)	対象世帯数
		全 壊	100,000円	2世帯
		半 壊	50,000円	142世帯
	床上浸水	25,000円	46世帯	
1次配分計		8,450,000円		
第2次配分	使 途①	被災者見舞金		
		全 壊	52,000円	2世帯
		半 壊	26,000円	142世帯
		床上浸水	13,000円	46世帯
		計	4,394,000円	
	使 途②	公民館が被害を受けた宿南地区の4区に見舞金(計655,000円)		
	使 途③	宿南保育所で毛布等持ち物に被害を受けた園児の保護者に見舞金(計100,000円)		
使 途④	使途特定分(計3,245,000円)			
2次配分計		8,394,000円		